

就学支援金の申請の結果が「不認定」となった保護者のみなさまへ

## 授業料の納入等について（お知らせ）

4月に申請いただいた「高等学校等就学支援金」については、同封の審査結果通知書のとおり、不認定となりました。

これまで...

就学支援金の申請の結果が不認定になった場合、その時点で第1期分（4月分から6月分）の授業料の納付が必要になる。

**令和7年度に限り**

7月に**高校生等臨時支援金制度**（以下、臨時支援金）に申請することで、遡って第1期分の授業料が**無償になる可能性**があります。



**臨時支援金制度**の対象になるのは、次に該当する方です。

- ① 高等学校等に在学する生徒である。
- ② 日本国内に住所を有する者である。
- ③ 高等学校等を卒業又は修了していない者である。
- ④ 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制又は通信制の課程のみに在学する場合は48月）を超えない者である。
- ⑤ **令和7年度において、所得超過により就学支援金の受給資格を認められない期間がある者、又はそれに相当するものと認められる者である。**

**【注意！】臨時支援金を受けるためには、申請が必要です！**

- 「高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）」で令和7年7月頃に申請を行っていただきます。
- **就学支援金制度と臨時支援金制度の両方の制度に申請が必要です。**
- **申請の開始時期・申請期限については、学校事務室から改めてご案内します。必ず期限までに申請を行ってください。**

**7月の就学支援金及び臨時支援金に申請しない場合は、後に授業料を納付していただく必要がございます。**

ご不明な点があれば、学校の事務室までお問い合わせください。



お問い合わせ先  
大阪府立懐風館高等学校事務室  
電話（072）957-0001